

太陽光発電設備を設置された方へ

1. 課税区分

設置者	10 kW以上の太陽光発電設備 【余剰売電・全量売電】	10 kW未満の太陽光発電設備 【余剰売電】
個人 (住宅用)	土地や建物の屋根等に太陽光発電設備を設置し、全量売電または余剰売電される場合は、売電するための事業用資産となるため、課税の対象になります。 【申告必要】	個人利用の目的であり事業に該当しないため、課税対象になりません。 【申告不要】
個人 (事業用)	店舗やアパート、農業等を営む方が、その事業のために太陽光発電設備を設置した場合、事業用の資産となります。売電されているかいないかに関わらず、課税の対象になります。 【申告必要】	
法人	事業用の資産となります。売電しているかいないかに関わらず、課税の対象になります。 【申告必要】	

※家屋に一体の建材(屋根材等)として設置されている場合、太陽光パネル、架台は家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

2. 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準特例について

太陽光発電設備については、平成28年度税制改正により、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の認定を受けて取得された発電設備が特例適用の対象資産から除外されます。

そのため、特例の対象となる資産は、再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助金を受けて設置した、固定資産買取制度の対象外である自家消費型太陽光発電設備に限られます。(平成28年4月1日以降に取得したもの)

特例制度を受けられる場合は、下記内容をご参照ください。なお、設備の取得時期や発電出力によって対象設備の要件や提出書類が異なりますのでご注意ください

取得時期	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで
対象設備	再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金を受けて設置した設備(固定価格買取制度(FIT)の認定を受けていない発電設備)	
特例割合	課税標準額を2/3に軽減します。	【発電出力が1,000kW 未満】 課税標準額を2/3に軽減します。
		【発電出力が1,000kW 以上】 課税標準額を3/4に軽減します。
適用期間	新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分	

3. 提出書類

- ① 償却資産申告書
- ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
- ③ 添付書類

一般社団法人環境共創イニシアチブが発行した「再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書」の写し

※③の書類は、「3 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例について」に該当する方のみ、提出してください。

償却資産(太陽光発電設備)Q&A

■ 償却資産の制度について

Q: 償却資産とはなんですか？

A: 償却資産の制度については別紙申告の手引きをご参照ください。

■ 申告書の作成について

Q: 太陽光発電設備の申告すべき物件には、どのようなものがありますか？

A: 発電に必要なすべての設備について申告してください。

架台、接続ユニット、パワーコンディショナー、表示ユニット、電力量計等も含まれます。

また、太陽光発電設備を設置するために土地の舗装工事やフェンスの設置工事などをした場合は、それらも申告の対象となります。

Q: 太陽光発電設備が搭載された共同住宅を所有しています。共同住宅について何か申告が必要ですか？

A: 太陽光発電設備については、上記の内容について申告対象となります。

また、土地・家屋の他に、その事業(不動産賃貸業)に用いることのできる設備や外構(フェンス・自転車置場など)等についても申告対象となりますのでご注意ください。

詳しい内容については、ホームページをご確認ください。

Q: 種類別明細書における太陽光発電設備の取得年月日はいつになりますか？

A: 太陽光設備の所有権を取得し、かつ、事業の用に供することができる状態となった時期(基本的に売電事業を開始した月)が取得年月日となります。

太陽光発電設備を取得した日が、必ずしも取得年月日であるとは限りませんので注意してください。

Q: 耐用年数が何年になるか分かりません。

A: 固定資産税の申告では基本的に法定耐用年数を使用し、太陽光発電設備は17年、フェンスは10年となります。